

# 標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)  
最終改正令和六年国土交通省告示第二百十号

## 目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 見積り(第三条)
- 第三章 運送の引受け(第四条、第五条)
- 第四章 荷物の受取(第六条、第八条)
- 第五章 荷物の引渡し(第九条、第十二条)
- 第六章 指図(第十三条、第十四条)
- 第七章 事故(第十五条、第十七条)
- 第八章 運賃等(第十八条、第二十一条)
- 第九章 責任(第二十二条、第二十九条)

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### (受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

## 第二章 見積り

### (見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

2 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 1 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 3 荷物の受取日時及び引渡日
- 4 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 5 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 6 解約手数料の額
- 7 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 8 荷受人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
- 9 その他見積りに関し必要な事項

3 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに横込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容(と)に区分してわかりやすく記載します。

4 見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。

5 当店は、見積りの際、内金、手付金等、前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。)を請求しません。

6 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章 運送の引受け

### (引受け拒絶)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 1 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2 運送に適する設備がないとき。
- 3 運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 4 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 5 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 6 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。
  - 1 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷受人において携帯することのできる貴重品
  - 2 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
  - 3 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たつて特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
- 7 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

### (連絡運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷受人の利益を書しなない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

## 第四章 荷物の受取

### (荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

### (荷造り)

第七条 荷受人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

3 前二項の規定にかかわらず、当店は荷受人からの申込みに応じて、荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

### (荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。)、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷受人に求めます。

2 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

## 第五章 荷物の引渡し

### (荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷受人に対し、荷受人に代わつて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分を要した費用は荷受人の負担とします。

第十二条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

### (指図)

第十三条 荷受人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。

2 前項に規定する荷受人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷受人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

## 第六章 指図

### (事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

2 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 当店は、前項の場合において、指図を待つかまないと認めるとき、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他適切な処分をします。

4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷受人の指図に応じないことがあります。

6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

7 当店は、荷物の一部の滅失又は損傷を発見したときは、荷受人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

### (危険品等の処分)

第十六条 当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知つたときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分を要した費用は、荷受人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

### (事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に関し、証明の請求があつたときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章 運賃等

### (運賃及び料金)

第十八条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。

2 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

3 当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

(運賃等の収受)

第十九条 当店は、荷物を受け取る時に見積書に記載された支払方法により、荷受人から運賃等を収受します。

2 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

- 1 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 3 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容(と)に区分してわかりやすく記載します。)
- 4 当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
- 5 その他運賃等の収受に関し必要な事項

3 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4 前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。

- 1 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積り運賃等」という。)の合計額より少ない場合
- 2 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積り運賃等」という。)の合計額より多い場合

二 実際に要する運賃等の合計額が見積り運賃等の合計額を超える場合、荷受人の責任による事由により見積り運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

5 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

### (事故等と運賃、料金)

第二十条 当店は、第三十三条の規定により処分をしたときは、その処分を要する運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

2 当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合において、その処分を要する運賃、料金その他の費用を収受します。

3 当店は、荷物の一部の滅失若しくは損傷又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合は、当該事故が荷受人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行つた運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5 第一項、第二項又は第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合は、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が収受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

### (解約手数料又は延期手数料等)

第二十一条 当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷受人の責任によるものであつて、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかつた場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

- 1 見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等(料金にあつては、横込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。)の二十パーセント以内
- 2 見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等の三十パーセント以内
- 3 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積り運賃等の五十パーセント以内

3 解約の原因が荷受人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限る。)を収受します。

4 第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

## 第九章 責任

### (責任と準証等)

第二十二条 当店は、荷物の受取(荷造りを含む。)から引渡し(開梱を含む。)までの間にその荷物その他のものが滅失若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、開梱、受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第二十三条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 1 荷物の欠陥、自然の消耗
- 2 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 3 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 4 不可抗力による火災
- 5 予見できない異常な交通障害
- 6 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 7 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 8 荷受人又は荷受人等の故意又は過失

### (引受け制限荷物等に関する特則)

第二十四条 第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店は、その旨を知つて引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの、等運送上の特段の注意を要する荷物(第四条第二項各号に掲げるものを除く。))については、荷受人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかつた場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかつたことにより生じた当該荷物の滅失若しくは損傷又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、損傷若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第二十五条 荷物の一部の滅失又は損傷について、当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

### (損害賠償の額)

第二十六条 当店は、荷物の滅失又は損傷は、次の各号の規定により賠償します。

- 1 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかつたとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 2 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかつたとき、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
- 3 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

2 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によつて荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店は、それにより生じた損害を賠償します。

### (除斥期間)

第二十七条 荷物の滅失、損傷又は遅延についての当店の責任は、荷物の引渡しされた日(荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、荷物の滅失を受けた損害が発生した後、合意により延長することがあります。

3 荷受人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、荷受人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷受人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷受人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

### (連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第二十八条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

(荷受人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷受人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷受人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知つていたときは、この限りではありません。

### (施行期日)

附則

1 この告示は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準引越運送約款の適用については、なお従前の例による。

◎引越運賃料金適用方（新）

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

（運賃料金の適用）

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

（運賃料金計算の基本）

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

（運賃計算の方法）

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数と申します。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃と申します。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

ただし単品の引越荷物や大口引越件数、大口引越荷物の場合、又は引越荷物の引受状況により当運賃の計算方法は適用しないものとします。

- (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

ただし単品の引越荷物や大口引越件数、大口引越荷物の場合、又は引越荷物の引受状況により当運賃の計算方法は適用しないものとします。

- (3) 2種類以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

（は数の処理）

- 運賃又は料金を計算する場合において生じたは数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満のは数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満のは数は500円に、500円

を超え、1,000円未満のは数は1,000円に切り上げます。

（冬期割増）

- 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北 海 道	自11月16日	2 割
	至4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県・岩手県・福島県・宮城県・岐阜県	自12月1日	2 割
	至3月31日	

（休日割増）

- 土曜、日曜祝祭日及びそれにもたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

土曜、日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

土曜、日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2 割
-------------------------	-----

（深夜・早朝割増）

- 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3 割
------------------------------	-----

（荷役に係る料金）

9-1. 荷役作業（積み込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業にかかる費用（運転手作業員料を除く）は、以下に定める料金を収受します。

1. 荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	50,000円	5,000円

2. 荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	15,000円	2,000円

3. 開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 1時間までごとに	15,000円	2,000円

- 9-2. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時間	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30分ごと	1,291	1,428	1,533	1,638	1,795	1,974	2,247	2,478	2,583

（繁忙期割増）

10. 繁忙期割増の適用期間にまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

繁忙期に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

繁忙期に運送した時間又は距離に限る。	3 割
--------------------	-----

期 間	割 増 率
自3月15日～至4月15日	3 割
自7月20日～至8月31日	
自12月20日～至12月31日	

（消費税及び地方消費税の加算方法）

11. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の位数が生じた場合には1円単位に四捨五入します

（計算の順序）

12. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5. による運賃は数処理
- ⑤ 料金（は数処理を含む）の計算
- ⑥ 11. による加算の計算
- ⑦ 実費の計算

（実費負担）

13. 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

14. フェリーボート利用料（自動車航送船利用料）

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）×2

ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）+航送区間の固定費

（1時間あたり車両留置料相当額×航送所要時間）} ×2

（その他）

15. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

◎引越運賃料金（新）

株式会社サカイ引越センター

引越運賃（※消費税を含む金額の表示とする）

（単位：円）

種別	車両別										
	1トン車まで	1.5トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで	
時間制	4時間制	16,500	36,300	39,600	44,000	47,300	50,600	53,900	56,100	62,700	69,300
	8時間制	45,100	58,300	71,500	84,700	88,000	91,300	94,600	99,000	105,600	112,200
	基礎作業時間と時間を超える場合は	5,720	7,370	9,020	10,670	11,000	11,440	11,880	12,430	13,200	14,080
距離制	100kmを超え150kmまで	68,200	81,400	95,700	110,000	113,300	116,600	122,100	126,500	133,100	139,700
	200kmまで	74,800	88,000	103,400	118,800	122,100	125,400	133,100	137,500	144,100	150,700
	300kmまで	91,300	104,500	122,100	139,700	143,000	146,300	158,400	162,800	169,400	176,000
	400kmまで	103,400	116,600	136,400	156,200	159,500	162,800	179,300	183,700	190,300	196,900
	500kmまで	115,500	128,700	150,700	172,700	176,000	179,300	200,200	204,600	211,200	217,800
	600kmまで	127,600	140,800	165,000	189,200	192,500	195,800	221,100	225,500	232,100	238,700
	700kmまで	141,900	155,100	181,500	207,900	211,200	214,500	244,200	248,600	255,200	261,800
	800kmまで	152,900	166,100	195,800	223,300	226,600	229,900	264,000	268,400	275,000	281,600
	900kmまで	166,100	179,300	212,300	240,900	244,200	247,500	286,000	290,400	297,000	303,600
	1000kmまで	179,300	192,500	228,800	258,500	261,800	265,100	308,000	312,400	319,000	325,600
	1100kmまで	194,700	207,900	247,500	278,300	281,600	284,900	332,200	336,600	343,200	349,800
	1200kmまで	207,900	221,100	264,000	295,900	299,200	302,500	354,200	358,600	365,200	371,800
	1300kmまで	221,100	234,300	280,500	313,500	316,800	320,100	376,200	380,600	387,200	393,800
	1400kmまで	234,300	247,500	297,000	331,100	334,400	337,700	398,200	402,600	409,200	415,800
	1500kmまで	247,500	260,700	313,500	348,700	352,000	355,300	420,200	424,600	431,200	437,800
	1600kmまで	262,900	276,100	332,200	368,500	371,800	375,100	444,400	448,800	455,400	462,000
	1700kmまで	276,100	289,300	348,700	386,100	389,400	392,700	466,400	470,800	477,400	484,000
	1800kmまで	289,300	302,500	365,200	403,700	407,000	410,300	488,400	492,800	499,400	506,000
	1900kmまで	302,500	315,700	381,700	421,300	424,600	427,900	510,400	514,800	521,400	528,000
	2000kmまで	315,700	328,900	398,200	438,900	442,200	445,500	532,400	536,800	543,400	550,000
	2100kmまで	328,900	342,100	414,700	456,500	459,800	463,100	554,400	558,800	565,400	572,000
	2200kmまで	342,100	355,300	431,200	474,100	477,400	480,700	576,400	580,800	587,400	594,000
	2300kmまで	355,300	368,500	447,700	491,700	495,000	498,300	598,400	602,800	609,400	616,000
	2400kmまで	368,500	381,700	464,200	509,300	512,600	515,900	620,400	624,800	631,400	638,000
	2500kmまで	381,700	394,900	480,700	526,900	530,200	533,500	642,400	646,800	653,400	660,000
	2600kmまで	394,900	408,100	497,200	544,500	547,800	551,100	664,400	668,800	675,400	682,000
	2700kmまで	408,100	421,300	513,700	562,100	565,400	568,700	686,400	690,800	697,400	704,000
	2800kmまで	421,300	434,500	530,200	579,700	583,000	586,300	708,400	712,800	719,400	726,000
	2900kmまで	434,500	447,700	546,700	597,300	600,600	603,900	730,400	734,800	741,400	748,000
	3000kmまで	447,700	460,900	563,200	614,900	618,200	621,500	752,400	756,800	763,400	770,000
	3100kmまで	460,900	474,100	579,700	632,500	635,800	639,100	774,400	778,800	785,400	792,000
	3200kmまで	474,100	487,300	596,200	650,100	653,400	656,700	796,400	800,800	807,400	814,000
	3300kmまで	487,300	500,500	612,700	667,700	671,000	674,300	818,400	822,800	829,400	836,000